

令和元年第3回（9月）函南町議会定例会 = 抜粋 =

【解説入り】

令和 1年 9月 定例会

9番（市川政明）

議員提出議案第2号 地方自治法第109条の規定に基づく特別委員会の設置。

1、目的。

函南町軽井沢地区のメガソーラー建設計画に関する請願を審査するため。

2、特別委員会の設置。

地方自治法第109条及び函南町議会委員会条例第4条の規定により、定員15名からなる軽井沢メガソーラー建設計画検討委員会を設置する。

議長（中野博）

追加日程第1、選第9号 軽井沢メガソーラー建設計画検討委員会委員の選任についての件を議題とします。

建設経済部長（前川修）

ご質問（3）の10月1日から施行となる函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の適用をどのように考えているかについてお答えします。

10月1日から施行される函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の附則の経過措置により、事業者に届け出を求めることができると考えておりますが、同条例第9条第3項の規定による事業実施の同意に関する事項につきましては、条例施行日前に林地開発の許可申請がなされていることから、条例をさかのぼって適用させることはできないものと考えております。

↑

法的に遡及問題は起こらない
にも関わらず、適用しない
考え方を示している。

都市計画課長（江田朝夫）

この事業につきましては、敷地面積が65ヘクタール、林地開発の面積が31.94ヘクタールと非常に広大なものに今なっております。条例により事業を実施しようとするときは届け出をしなければならないとなっておりますが、事業の実施の時点の考え方といたしまして、事業計画の策定や土地の取得、測量調査、各種法令の規定による許認可等の申請、届け出、工事の着手等が考えられますが、どの時点において事業の実施であるかが不明瞭であるため、町では事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請、届け出をしようとするときを、事業を実施しようとするときと判断しております。

↑ この考えは異質です。（理由：他の市町は工事着手を事業着手としています。）

法令の規定に基づく許認可等の申請、届け出は、申請等の受理日が明確となっているものであります、これは昨年12月に公表されました県のモデルガイドラインと同様のも

↑ 単に、届出の時期を示しただけ。

事業着手とは定義していない。

県エネルギー政策課長

法令ではない。

のとなっております。 ↓

また、町の土地利用指導要綱でも、法令に基づく許可、認可等の申請または届出の前までにと、申請書を提出することとなっておりまして、こちらとも整合性を持たせたものとなっております。 ↑

単に、届出時期の整合性だけ。

他法令に先立ちまして、町への届け出をしなければならないものと、このようになっているものでございます。

都市計画課長（江田朝夫）

太陽光発電事業を進めていく上で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるF I T法ですけれども、に基づく再生エネルギー発電設備の認定申請や森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の手続が必要であると考えられます。

しかしながら、F I T法による認定申請につきましては、そもそも許認可ではなく認定であることや、発電設備の設置許可や開発許可ではないため、事業者が発電事業を行うに当たりまして、条件を満たしている場合に20年にわたり保証買い取りを認めるというもので、排水や防災、景観などへは配慮をしていないことから、現行の町の土地利用指導要綱と同様の扱いといたしまして、法令等の規定に基づく許認可等に該当しないものと考えておるものでございます。 ↑

虚偽答弁

各市町事業の届出、事業着手の比較

袋井市の条例は違法とでも？

| 各市町 | 届出の時期 | 事業着手の考え方 |
|-------|---------------|----------|
| 富士宮 | 事業着手 60日前 | 工事着手 |
| 伊東市 | 事業着手 60日前 | 工事着手 |
| 伊豆市 | 事業着手 60日前 | 工事着手 |
| 松崎町 | 事業着手 60日前 | 工事着手 |
| 伊豆の国市 | 許認可等の申請又は届出の前 | 工事着手 |
| 藤枝市 | 事業着手 60日前 | 工事着手 |
| 袋井市 | F I T法の申請の前 | 工事着手 |
| 函南町 | 許認可等の申請又は届出の前 | 許認可等の申請 |
| 下田市 | 事業着手 60日前 | 工事着手 |
| 島田市 | 工事着手 60日前 | 工事着手 |

← 許認可等

↑

袋井市は違法とでも？

都市計画課長（江田朝夫君）

この条例の施行は 10 月 1 日からとなるため、今後新たに発電設備の設置または同設備により発電事業を行う事業者にはこの条例が適用されまして、町が審査、指導していくこととなります。

ただし、既に稼働中のものや、条例施行前に法令に基づく許認可等の申請や届け出がされているものにつきましては、この条例の一部事業の実施に対する届け出や同意、不同意



まだ事業は行われていない段階

の判断になりますけれども、こちらは適用されないものと考えますが、条例施行日以降の



遡及適用問題は起こりえないにも関わらず、最初からブルー社の建設計画は外す考えであることが分かります。（条例の解釈運用権の濫用です。）

事業の変更や、維持管理状況、施設の撤去などについて条例が適用されるものであると考え、その内容を指導、確認していくため、条例附則の経過措置により事業者に届け出を求めることとなります。

町長（仁科喜世志）

さきの 7 月 19 日の議員皆様方の全員協議会でご説明いたしましたけれども、私自身としましては、事前の土地利用の申請に対する余りにも不誠実な事業者の申請によりまして、不同意という町としての結論を出しております。それについては貫き通しますし、何ら変わってはおりません。

それから、住民活動の中で、町においては区長会という組織がございます。8 月の区長会において、8 月 1 日付で、担当部長、課長からも経緯の報告がありましたけれども、地元の反対という意思を重く受けとめて、そしてその軽井沢区のあるいはダイヤランド区のそういう姿勢について、支援をしていこうという形の中で、その反対の署名を町としても応援をしていこうというふうに考えております。



反対口先だけで、建設を止めさせる法的措置（条例適用は頑なに拒否）